

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）
【会社名】	株式会社ハウズドゥ
【英訳名】	HOUSE DO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 安藤 正弘
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
【電話番号】	075 - 229 - 3200（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 CFO 浅田 浩
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
【電話番号】	075 - 229 - 3200（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 CFO 浅田 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社ハウズドゥ 京都本店 （京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地） 株式会社ハウズドゥ 東京本社 （東京都千代田区丸の内1丁目8番1号） 株式会社ハウズドゥ 新大阪店 （大阪市淀川区宮原1丁目2番6号） 株式会社ハウズドゥ 半田店 （愛知県半田市昭和町3丁目16番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第2四半期 連結累計期間	第8期 第2四半期 連結累計期間	第7期
会計期間	自平成26年7月1日 至平成26年12月31日	自平成27年7月1日 至平成27年12月31日	自平成26年7月1日 至平成27年6月30日
売上高 (千円)	6,916,991	8,676,946	14,573,347
経常利益 (千円)	282,742	673,887	513,142
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	205,330	446,841	353,201
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	205,431	446,618	353,363
純資産額 (千円)	791,708	1,857,137	1,439,421
総資産額 (千円)	7,277,599	10,131,751	8,201,545
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	59.65	106.48	97.20
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	105.27	95.97
自己資本比率 (%)	10.9	18.3	17.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	264,636	1,063,112	344,748
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	516,322	1,956,490	1,162,217
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	962,431	1,287,681	1,405,614
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	591,602	1,392,578	998,276

回次	第7期 第2四半期 連結会計期間	第8期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日	自平成27年10月1日 至平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	16.48	61.99

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第7期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は、非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社は平成27年3月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から平成27年6月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出や生産面に原油安に伴う資源国や中国及び新興国経済の減速の影響などがみられるものの、国内需要は、設備投資が緩やかな増加基調にあり、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は底堅く、住宅投資も持ち直しており、景気は緩やかな回復を続けております。

しかしながら、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、国内景気を下押しするリスクには留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、都市部を中心に住宅取得に関する需要は引き続き堅調に推移しております。一部では価格の上昇等により過熱感は消えつつありますが、相続対策や投資による需要は継続して活発な状況であります。加えて、金融緩和政策により、金融機関等の低金利は継続され、不動産業界において良好な環境が続いており、事業環境は概ね良好であります。

このような事業環境のなか、当社グループでは、フランチャイズ事業におけるフランチャイズ加盟店舗数の拡大、不動産事業における直営店エリアを中心とした販売用不動産の仕入強化による売買事業の販売活動の活発化、ハウス・リースバック事業（賃貸事業）における収益不動産購入の強化による安定的な収益の確保、不動産売買仲介事業を基盤に、仲介・買取・リフォームの三位一体のスキームで事業シナジーを効かせた「住まいのワンストップサービス」により、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間におきましては、売上高は8,676百万円（前年同期比25.4%増）、営業利益は706百万円（同127.5%増）、経常利益は673百万円（同138.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は446百万円（同117.6%増）となりました。

主なセグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(平成27年12月31日現在)

セグメント名称	売上高(百万円)	内 容
フランチャイズ事業	847	新規加盟契約数55件、累計加盟契約数339件 新規開店店舗数45店舗、累計開店店舗数284店舗
不動産事業	4,884	買取専門店舗数 6 店舗 不動産売買事業 4,200百万円 ハウスリースバック事業(賃貸事業) 684百万円
不動産流通事業	723	住宅モール店舗数 6 店舗 (注) サテライト店舗数 5 店舗
住宅・リフォーム事業	2,221	住宅モール店舗数 6 店舗 (注) ショールーム店舗数 2 店舗 リフォーム事業 1,689百万円 住宅(新築戸建)事業 532百万円
合 計	8,676	-

(注) 不動産流通事業及び住宅・リフォーム事業は、同一の住宅モール店舗内において事業を行っているため、住宅モール店舗数は同一になっております。

フランチャイズ事業

フランチャイズ事業は、都市部の不動産業者への加盟促進とテレビ・ラジオCM等による広告宣伝効果に加え、東京証券取引所マザーズ市場上場による信用力やコーポレートブランドの価値の向上効果もあり、加盟検討の反響の質、量ともに向上し、当第2四半期連結累計期間における新規加盟契約数は55件、累計加盟契約数は339件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォロー体制の構築や各種サービスコンテンツの充実の効果もあり、当第2四半期連結累計期間における新規開店店舗数は45店舗、累計開店店舗数は284店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は847百万円(前年同期比25.9%増)、セグメント利益が510百万円(同32.4%増)となりました。

不動産事業

不動産事業は、不動産売買事業とハウス・リースバック事業(賃貸事業)で構成されております。不動産売買事業では、住宅ローンの低金利継続の効果もあり、実需層の動きは堅調に推移しました。前連結会計年度及び第1四半期連結累計期間に取得した販売用不動産在庫の販売も順調に進み、「家・不動産買取専門店」に加え、前連結会計年度に直営店エリアの仕入担当を増員し、仕入・販売を強化した効果が現れてきております。また、直営店の仲介ニーズに合った物件を仕入れることで、販売までの期間短縮に繋がっております。ハウス・リースバック事業(賃貸事業)では、テレビ・ラジオCM等の広告宣伝効果とFC加盟店からの紹介、上場による信用力の向上により、問い合わせ及び取扱件数も増え、当第2四半期連結累計期間においては104戸取得し、7戸を売却いたしました。保有する不動産は累計167戸となり、賃貸用不動産として運用してまいりました。

その結果、セグメント売上高は4,884百万円(前年同期比47.4%増)、セグメント利益が466百万円(同78.5%増)となりました。

不動産流通事業

不動産流通事業は、不動産売買仲介事業で構成されております。不動産売買仲介事業では、ホームページ等のWeb広告宣伝戦略、新聞折り込み広告、テレビ・ラジオCM等のメディアを利用した広告宣伝戦略、そして地域密着型対応のポスティング戦略を通じて直営店への集客に注力してまいりました。

その結果、セグメント売上高は723百万円(前年同期比2.4%増)、セグメント利益が108百万円(同11.0%増)となりました。

住宅・リフォーム事業

住宅・リフォーム事業は、リフォーム事業及び住宅(新築戸建)事業で構成されております。

リフォーム事業では不動産売買仲介事業との連携や「住宅祭」と称したリフォーム・建築イベントを積極的に開催することで集客に繋げ、受注件数の増加に努めてまいりました。住宅(新築戸建)事業では、請負においては、仲介+リフォーム・建築、買取+建築とグループ内の事業シナジーを効かせる施策に注力してまいりました。

その結果、セグメント売上高は2,221百万円(前年同期は同額の2,221百万円)、セグメント利益が213百万円(前年同期比116.9%増)となりました。

その他の事業
特記事項はありません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は10,131百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,930百万円の増加となりました。

これは主として、現金及び預金が391百万円増加したこと及びハウス・リースバック事業の案件増加に伴い、有形固定資産が1,463百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は8,274百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,512百万円の増加となりました。

これは主として、販売用不動産取得のための短期借入金が536百万円増加したこと及びハウス・リースバック事業の物件取得のための1年内返済予定の長期借入金が146百万円、長期借入金が663百万円それぞれ増加したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は1,857百万円となり、前連結会計年度末に比べ417百万円の増加となりました。

これは主として、当第2四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により、利益剰余金が446百万円増加したこと及び配当金の支払いにより29百万円減少したことによるものであります。

項目	前連結会計年度 (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (百万円)	増減 (百万円)
総資産	8,201	10,131	1,930
負債	6,762	8,274	1,512
純資産	1,439	1,857	417

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べて394百万円増加し、1,392百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、1,063百万円（前年同期264百万円の使用）となりました。

主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益673百万円を計上したことに加え、不動産の販売が好調に推移したことによりたな卸資産が462百万円減少したこと及びハウス・リースバック物件の取得により預り保証金が289百万円増加した一方、仕入債務が115百万円減少したこと及び利息の支払額83百万円の発生並びに法人税等の支払額が145百万円発生したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,956百万円（前年同期516百万円の使用）となりました。

主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出1,965百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、1,287百万円（前年同期962百万円の獲得）となりました。

主な増加要因は、短期借入金の純増加額536百万円、長期借入れによる収入1,634百万円であります。

主な減少要因は、長期借入金の返済による支出824百万円、配当金の支払額29百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,500,000
計	12,500,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,196,500	4,196,500	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	4,196,500	4,196,500	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(平成27年9月25日取締役会)

決議年月日	平成27年9月25日
新株予約権の数(個)	1,847
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184,700(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成37年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,800円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は平成28年6月期から平成32年6月期までにおいて、当社が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件のいずれかを達成した場合、最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。但し、行使できる本新株予約権の個数は下記(4)による。
 - (a) 平成28年6月期の経常利益が13億円を超過していること
 - (b) 平成29年6月期の経常利益が14億円を超過していること
 - (c) 平成30年6月期の経常利益が15億円を超過していること
 - (d) 平成31年6月期の経常利益が16億円を超過していること
 - (e) 平成32年6月期の経常利益が17億円を超過していること
- (2) 上記(1)に関わらず、平成28年6月期から平成32年6月期までのいずれかの期において、当社が下記(a)及び(b)に掲げる各条件を同時に達成した場合には、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。但し、行使できる本新株予約権の個数は下記(4)による。
 - (a) 経常利益が13億円を超過していること
 - (b) 売上高経常利益率が10%を超過していること
- (3) 上記(1)及び(2)における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- (4) 新株予約権者は、上記(1)又は(2)の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (a) 平成30年7月1日から平成31年6月30日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - (b) 平成31年7月1日から平成32年6月30日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - (c) 平成32年7月1日から平成37年10月5日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の全て
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約

権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3の定めにより本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権（平成27年9月25日定時株主総会）

決議年月日	平成27年9月25日
新株予約権の数（個）	96
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,600（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,895（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月7日 至 平成33年10月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,895 資本組入額 947.50
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

(注)1. 新株予約権1個につき普通株式100株、ただし、株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,895円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) その他の権利行使条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 4 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (a) 記載の資本金等増加限度額から、上記 (a) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - (a) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
 - (b) 当社は、新株予約権者が上記 3 に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	-	4,196,500	-	349,890	-	368,385

(6) 【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
有限会社A M C	京都市西京区御陵大枝山町4-29-2	1,736,500	41.38
安藤 正弘	京都市西京区	1,207,000	28.76
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1-6-1	99,900	2.38
金城 泰然	京都市伏見区	63,000	1.50
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276 (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	61,900	1.48
大和 正典	福岡県太宰府市	53,600	1.28
BANK LOMBARD ODIER AND CO LTD GENEVA (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	11, RUE DE LA CORRATERIE - CH-1211 GENEVA SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	50,000	1.19
西川 潔	東京都目黒区	46,000	1.10
ハウストゥ従業員持株会	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670	41,300	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	32,300	0.77
計	-	3,391,500	80.82

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,195,600	41,956	-
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	4,196,500	-	-
総株主の議決権	-	41,956	-

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式42株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社所有の自己株式42株はすべて単元未満株式であるため、上記には含めておりません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年7月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京都監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,001,526	1,392,828
完成工事未収入金	115,703	131,523
売掛金	56,042	59,831
販売用不動産	3,213,306	3,404,912
仕掛販売用不動産	995,370	818,766
未成工事支出金	57,226	20,883
繰延税金資産	32,649	35,723
その他	123,517	202,102
貸倒引当金	5,281	9,132
流動資産合計	5,590,060	6,057,437
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,020,797	1,347,341
減価償却累計額	284,426	295,187
建物及び構築物(純額)	736,371	1,052,153
土地	1,593,104	2,745,021
その他	97,445	94,891
減価償却累計額	73,868	76,006
その他(純額)	23,576	18,884
有形固定資産合計	2,353,052	3,816,059
無形固定資産		
のれん	13,747	11,723
その他	62,140	61,571
無形固定資産合計	75,887	73,294
投資その他の資産		
投資有価証券	5,550	5,818
繰延税金資産	2,225	2,806
その他	174,782	176,348
貸倒引当金	12	13
投資その他の資産合計	182,545	184,959
固定資産合計	2,611,485	4,074,313
資産合計	8,201,545	10,131,751

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	503,048	387,353
短期借入金	2,281,287	2,818,247
1年内償還予定の社債	49,700	49,700
1年内返済予定の長期借入金	240,952	387,266
リース債務	10,112	10,112
未払金	168,027	138,710
未払費用	213,821	273,219
未払法人税等	164,793	240,195
未払消費税等	93,323	60,097
未成工事受入金	401,854	321,023
前受金	143,868	175,557
完成工事補償引当金	3,962	4,363
その他	90,882	86,552
流動負債合計	4,365,632	4,952,399
固定負債		
社債	100,300	75,450
長期借入金	1,949,620	2,613,209
リース債務	27,557	22,501
長期預り保証金	280,473	570,419
繰延税金負債	788	850
資産除去債務	13,129	13,682
完成工事補償引当金	22,905	26,101
その他	1,717	-
固定負債合計	2,396,491	3,322,214
負債合計	6,762,124	8,274,613
純資産の部		
株主資本		
資本金	349,890	349,890
資本剰余金	486,911	486,911
利益剰余金	602,314	1,019,780
自己株式	-	84
株主資本合計	1,439,116	1,856,498
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	304	81
その他の包括利益累計額合計	304	81
新株予約権	-	557
純資産合計	1,439,421	1,857,137
負債純資産合計	8,201,545	10,131,751

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年12月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 7 月 1 日 至 平成27年12月31日)
売上高	6,916,991	8,676,946
売上原価	4,488,698	5,591,364
売上総利益	2,428,292	3,085,581
販売費及び一般管理費	2,117,934	2,379,406
営業利益	310,357	706,175
営業外収益		
受取利息及び配当金	116	145
受取手数料	3,289	4,965
受取保険金	-	2,364
保険解約返戻金	-	16,406
その他	13,931	4,966
営業外収益合計	17,337	28,847
営業外費用		
支払利息	44,952	57,969
その他	0	3,165
営業外費用合計	44,952	61,134
経常利益	282,742	673,887
特別損失		
固定資産除却損	670	0
特別損失合計	670	0
税金等調整前四半期純利益	282,071	673,887
法人税等	76,740	227,046
四半期純利益	205,330	446,841
親会社株主に帰属する四半期純利益	205,330	446,841

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	205,330	446,841
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	100	223
その他の包括利益合計	100	223
四半期包括利益	205,431	446,618
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	205,431	446,618

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	282,071	673,887
減価償却費	55,296	63,236
のれん償却額	2,023	2,023
長期前払費用償却額	4,437	3,580
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,820	3,852
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	215	3,596
受取利息及び受取配当金	116	145
保険解約返戻金	-	16,406
支払利息	44,952	57,969
固定資産売却損益(は益)	1,034	-
固定資産除却損	670	0
売上債権の増減額(は増加)	3,160	19,608
たな卸資産の増減額(は増加)	463,956	462,523
仕入債務の増減額(は減少)	9,637	115,695
未成工事受入金の増減額(は減少)	71,765	80,831
前受金の増減額(は減少)	58,224	31,688
前渡金の増減額(は増加)	8,110	31,397
前払費用の増減額(は増加)	31,321	36,728
未収入金の増減額(は増加)	35,457	3,474
未払消費税等の増減額(は減少)	32,127	36,013
未払費用の増減額(は減少)	29,412	59,441
預り保証金の増減額(は減少)	57,623	289,945
預り金の増減額(は減少)	2,830	9,154
その他	134,525	17,787
小計	216,623	1,291,450
利息及び配当金の受取額	116	145
利息の支払額	51,428	83,188
法人税等の支払額	4,576	145,294
法人税等の還付額	7,875	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	264,636	1,063,112
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	519,147	1,965,702
有形固定資産の売却による収入	2,815	-
貸付金の回収による収入	117	130
差入保証金の差入による支出	1,078	1,168
差入保証金の回収による収入	5,643	820
その他	4,673	9,428
投資活動によるキャッシュ・フロー	516,322	1,956,490
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	675,687	536,960
長期借入れによる収入	1,247,092	1,634,000
長期借入金の返済による支出	932,786	824,097
社債の償還による支出	25,000	24,850
リース債務の返済による支出	2,562	5,056
自己株式の取得による支出	-	84
配当金の支払額	-	29,375
新株予約権の発行による収入	-	184
財務活動によるキャッシュ・フロー	962,431	1,287,681
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	181,472	394,302
現金及び現金同等物の期首残高	410,130	998,276
現金及び現金同等物の四半期末残高	591,602	1,392,578

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
給料及び手当	883,499千円	958,125千円
広告宣伝費	491,843	504,686
法定福利費	161,184	139,583
貸倒引当金繰入額	1,877	6,359

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	638,902千円	1,392,828千円
預入期間が3か月を超える定期預金	47,300	250
現金及び現金同等物	591,602	1,392,578

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	29,375	35	平成27年6月30日	平成27年9月28日	利益剰余金

(注) 当社は平成27年7月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	フラン チャイズ	不動産	不動産流通	住宅・リ フォーム	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	673,002	3,313,766	706,749	2,221,313	6,914,831	2,160	6,916,991	-	6,916,991
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	40,255	-	158,704	-	198,959	18,741	217,700	217,700	-
計	713,257	3,313,766	865,454	2,221,313	7,113,790	20,901	7,134,692	217,700	6,916,991
セグメント利益 又は損失()	385,418	261,352	98,084	98,277	843,134	18,377	824,756	514,398	310,357

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材採用・教育事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 514,398千円には、セグメント間取引消去6,068千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 520,466千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年7月1日至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	フラン チャイズ	不動産	不動産流通	住宅・リ フォーム	計				
売上高									
外部顧客への売上高	847,011	4,884,295	723,759	2,221,851	8,676,918	28	8,676,946	-	8,676,946
セグメント間の内部売上高又は振替高	38,423	-	104,955	-	143,378	24,631	168,010	168,010	-
計	885,435	4,884,295	828,714	2,221,851	8,820,296	24,659	8,844,956	168,010	8,676,946
セグメント利益又は損失()	510,190	466,472	108,852	213,167	1,298,683	2,683	1,296,000	589,824	706,175

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材採用・教育事業等を含んでおります。

- セグメント利益又は損失の調整額 589,824千円には、セグメント間取引消去25,551千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 615,376千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、当社グループ内での経営管理区分の見直しを行った結果、従来「住宅流通事業」に含めておりました、不動産売買仲介事業、リフォーム事業及び住宅(新築戸建)事業のうち、不動産売買仲介事業は「不動産流通事業」に、リフォーム事業及び住宅(新築戸建)事業は「住宅・リフォーム事業」にそれぞれ報告セグメントを変更いたしました。

また、従来「その他」の区分に含めておりました住宅ローン斡旋事業等につきましては、「フランチャイズ事業」の区分に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	59円65銭	106円48銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	205,330	446,841
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	205,330	446,841
普通株式の期中平均株式数(株)	3,442,000	4,196,493
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	105円27銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	48,160
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 前第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は平成27年6月期第2四半期においては非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で、また、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割

当社は、平成28年2月4日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 4,196,500株
今回の分割により増加する株式数	: 4,196,500株
株式分割後の発行済株式総数	: 8,393,000株
株式分割後の発行可能株式総数	: 25,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	: 平成28年3月14日
基準日	: 平成28年3月31日
効力発生日	: 平成28年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	29円83銭	53円24銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	52円64銭

(注)平成27年6月期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は平成27年6月期第2四半期においては非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(5) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成28年4月1日以降、次のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権(平成26年5月決議)	438円	219円
第2回新株予約権(平成27年9月決議)	1,800円	900円
第3回新株予約権(平成27年9月決議)	1,895円	948円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社ハウストゥ
取締役会御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 味谷 祐司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高田 佳和
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウストゥの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年7月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウストゥ及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。